

提案書

平成21年2月9日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

(文中では敬称を省略しております。)

検討項目	具体的内容
	<p>【はじめに】</p> <p>接続ルールの在り方等については、IP化の進展や光アクセスへの移行といった市場環境の変化を踏まえて見直す必要があります。</p> <p>その際、固定系については、レガシー系サービスの接続料上昇という問題と、今後主流となるサービスの公正競争環境確保の課題に取り組むため、NGNを含むNTT東・西のネットワーク全体のコストを見据えて、接続料算定の在り方やFTTHに係る接続ルールを総合的・政策的に見直すことにより、競争を機能させる必要があります。</p> <p>なお、ボトルネック設備の存在に起因して、アクセス部分をNTT東・西が独占していることから生じている問題を抜本的に解決するためには、NTTの組織形態の在り方を含め、構造的な課題について、早急に議論を開始すべきと考えます。</p> <p>一方、移動体については、歴史的経緯を背景としたNTT東・西のボトルネック設備が存在する固定系とは異なり、設備競争が機能しています。更に、周波数の整理等による設備ベースでの新規参入の余地もあります。このような状況を踏まえれば、移動体市場には、行政は原則として関与する必要はないものと考えます。</p>
1. モバイル市場の公正競争環境の整備	<p>(1) 第二種指定電気通信設備制度の検証</p> <p>1) 固定系については、NTT東・西のボトルネック設備の存在により、事実上設備競争が不可能な状況にあります。一方、移動体は設備競争が可能な環境にあり、実際に競争が機能しています。また、両者の歴史的経緯も異なることから、規制根拠の差異は厳然として存在しているものと理解しています。</p> <p>なお、市場シェアを見ても、NTT東・西による独占が更に進んでいる固定系とは異なり、移動体は新規参入事業者も含めた競争が機能しています。従って、現行の規制の差異は維持すべきです。</p> <p>2) NTT東・西のみが指定を受けている固定系と異なり、移動体では、複数の事業者がそれぞれ市場ニーズに応えるべく設備の構築・運用を行っており、各事業者に通用的な接続ルールを適用することには馴染みません。</p> <p>また、移動体については、限られた無線帯域を複数のユーザーで共有するという技術的特性があり、常にネットワーク全体の安定運用確保に配慮しながら設備を運用する必要があります。そのため、各事業者はMVNO等からの要望に対して、協議を行い、合意の上で接続箇所等を決定しているところであり、接続箇所や</p>

			アンバンドルする機能については、このような現状の枠組みを継続することが適当であると考えます。
		3)	設備競争が機能している移動体については、NTT東・西のボトルネック設備のような設備の非効率が生じる可能性は小さくなります。そのため、二種設備について、接続会計の作成義務などの一種設備と同様の規制コストをかける必要性は認められないものと考えます。事実、移動体の接続料は現状でも毎年低下しています。
		4)	
		5)	—
	(2) ネットワークインフラの利活用	1)	<p>①鉄塔など設備の共用ルール整備について</p> <p>移動体の鉄塔等については、競争環境の下で各事業者が民有地の所有者と交渉を行った上で構築しているものであり、事業者の判断のみで共用が行える状況にないことに留意する必要があります。</p> <p>現状でも、必要に応じて事業者間で設備の共用を行っているところであり、共用の是非や方法については、原則事業者間の協議に委ねることが適当です。</p> <p>②ローミングの制度化について</p> <p>移動体におけるローミングは、新規参入事業者が事業の立ち上げ期に自らの業務区域外において他事業者の設備を一時的に利用するケース等、原則として暫定的に行われるべきものです。</p> <p>設備競争を行うことが事実上不可能な固定系とは状況が異なる移動体において、業務区域内のローミングを義務化することは、設備競争を阻害し、利用者が技術革新による新しいサービスを楽しむ機会を失うことにもなりかねないと考えます。</p>
		2)	—
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	(1) FTTxサービス	1)	<p>①戸建て向け屋内配線について</p> <p>屋内配線工事については、料金算定根拠が不明であること等、ビジネスベースの協議でNTT東・西と競争事業者との公正競争条件を確保することには限界があります。</p> <p>また、戸建て向けのみならず、マンション等についてもルール化が必要となる可能性があることから、時間をかけて問題点を洗い出し、幅広い検討を行っていくことが必要であると考えます。</p> <p>②屋内配線の転用について</p> <p>まずは事業者資産の屋内配線について、早期に転用ルールを定め、接続約款に条件を規定することが適当です。</p>
		2)	—

		3)	FTTHの早期普及に向けた公正競争環境の整備のため、シェアドアクセスの一分岐単位の接続料設定について、早期実現を図るべく検討を進めるべきです。
	(2)DSL サービス	1)	—
		2)	NTT東・西の回線名義人情報については、各事業者が公正な競争環境で事業展開を行うことが可能となるよう、回線名義人情報の確認方法等の運用の在り方についての検討を深めるべきです。
		3)	—
	(3)ネットワークインフラの利活用	1)	波長分割された中継ダークファイバーの貸出ルールを整備することについては、ネットワークインフラの利活用を図る観点から検討に値すると考えます。ただし、NTT東・西は、事業者の要望に応じて波長分割ではない中継ダークファイバーを速やかに提供することをまず検討すべきです。
		2)	同一区間で異ルートを選択できるよう、新規・既存に関わらず、異経路構成を他事業者が確認できるようなルールの整備が必要です。 仮に、NTT東・西にセキュリティ上の問題があり、競争事業者に対しそれらの情報を回答できないのであれば、少なくとも、異経路構成がとられていることをNTT東・西が保証する仕組み等が必要であると考えます。
		3)	—
3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備	(1)通信プラットフォーム機能のオープン化	1)	プラットフォーム機能に限らず、移動体におけるアンバンドルや標準的接続箇所に関する当社の考え方は、1. (1)2)に対する提案で述べさせていただいております。 また、現状においても、上位レイヤー・下位レイヤーを問わず様々な事業者がプラットフォーム機能を提供しているところであり、独自の端末とプラットフォーム機能を用意して垂直統合型のビジネスモデルでサービスを提供する事業者も登場しています。従って、二種設備を設置する事業者のみを対象として、オープン化すべき機能があるかを議論することは適切ではありません。
		2)	NGNは新しいサービスであり、今後技術の進展等に応じてアンバンドル機能の追加が必要となる可能性があるため、必要に応じて柔軟にアンバンドルを進めるべきと考えます。 なお、NTT東・西は、まずはイーサネット等、現時点で接続料設定が必要と整理されている機能について確実に対応すべきです。
	(2)紛争処理機能の強化等	1)	電気通信事業者に該当しない事業者に関する紛争事案については、現行の一般的な紛争処理手段を用いて解決することを原則とすべきです。

		2)	<p>電気通信事業を規律することを目的とした電気通信事業法による紛争処理は、あくまで電気通信事業に関する事案に限定すべきです。</p> <p>電気通信事業法の範疇外の事案に関する紛争については、一般法に基づく解決を前提とすることが適当であると考えます。</p>
		3)	<p>中立性確保の観点から、紛争処理機能については、関係する事業者や規制機関からの独立が必要であると考えます。</p>
4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	(1) 接続料算定上の課題	1)	<p>ネットワーク構成や設備規模等は事業者毎に異なるため、一律に接続料の適正性を判断することは困難です。従って、接続拒否事由に該当するような「不当に高額な接続料」の判断基準を設けることも不可能であると考えます。</p> <p>問題が生じた場合には事業者間で協議して解決することを前提とし、仮に調整がつかない場合であっても、接続拒否の判断基準等ではなく、既存の紛争処理手段で解決することを基本とすべきです。</p>
		2)	<p>「ビル&キープ」適用の条件としては、通信量の均衡に加えて、ネットワークの規模や構成といった論点も存在するものと考えます。</p> <p>将来の精算方式として「ビル&キープ」が有用となる可能性はありますが、現段階では交渉上優位に立つ事業者に恣意的に運用される可能性が高いため、時期尚早です。まずは、「ビル&キープ」の定義について、関係者間で認識を共有することから始めるべきと考えます。</p> <p>なお、当社は、「ビル&キープ」は接続料を事業者間で支払う方法の一つであると認識しており、仮に「ビル&キープ」を適用する場合であっても、接続料の設定は必要であると理解しております。</p>
		3)	—
	(2) 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	1)	<p>上位レイヤーで市場支配力を持ったプレーヤーが、通信等の下位レイヤーにその支配力を及ぼす可能性にも留意が必要です。</p> <p>また、隣接する市場でそれぞれ市場支配的な地位にあるプレーヤーが、排他的に結合してFMCサービスを提供することは、認められるべきではありません。</p> <p>なお、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、現行の規制では対応できていない状況です。そのため、早期の見直しが必要と考えます。</p>
		2)	<p>NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、現行の規制では対応できていない状況です。そのため、早期の見直しが必要と考えます。</p>
3)		<p>PSTN等レガシー系サービスに係るドライカップ等接続料の上昇という問題や、FTTH市場におけるNTT東・西のシェアの上昇による独占といった問題が生じています。これらの問題を解決し、公正競争環境を担保</p>	

		<p>して競争を促進するためには、政策的にレガシー系サービスの接続料を抑制する取り組みを行いつつ、シェアドアクセスの一分岐単位の接続料設定等、FTTHの開放ルールを早期に整備することが不可欠です。</p> <p>そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせ、接続料算定を含む接続ルールの在り方の総合的な見直しを行うことが必要です。</p>
--	--	---

以上